

第1条 目的

この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、医薬品等の確保、供給に対する統括・調整を図るため、災害薬事コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置するにあたり、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 身分

コーディネーターは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

第3条 職務

コーディネーターは、平時においては、市の災害医療計画に対し助言を行うとともに、市の要請により災害対策に関する会議や訓練等に出席する。また、大規模災害時には、次の職務に関する統括、調整を行うものとする。

- (1) 薬剤師班の活動に関すること。
- (2) 災害薬事センターの長として、医薬品等の管理、調達に関すること。
- (3) 八王子市災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- (4) その他薬事に関すること。

第4条 委嘱

市長は災害医療や地域における薬事活動の実情に精通し、経験豊富な薬剤師として、（一社）八王子薬剤師会の推薦を受け、委嘱する。

第5条 定数

コーディネーターの定数は、1人とする。

第6条 任期

コーディネーターの任期は1年とする。ただし、期間の更新を妨げない。

第7条 勤務態様

勤務日及び勤務箇所については、市長が定める。

第8条 解職

市長は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するときはその職を解くことができる。

- (1) 退職を申し出たとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき
- (3) コーディネーターとしてふさわしくない行為があったとき
- (4) 市の都合により、廃職となったとき
- (5) その他市長が必要と認めたとき

第9条 服務

コーディネーターは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務の遂行に当たり、市と十分に協議の上、職務に専念すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (3) 市の信用を傷つけ、又は不名誉な行為をしないこと。

第10条 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。